資料５－１

「医療法施行規則第１条の１４第７項第１号及び第２号の規定に該当する診療所の基準」（平成３１年２月２６日 大阪府医療審議会承認）の一部改正について

令和７(２０２５)年３月13日

大阪府 健康医療部
保健医療室 保健医療企画課
大阪府 福祉部
障がい福祉室 地域生活支援課

１．診療所の病床設置等に係る法令等の規定①

【医療法】(第７条第３項)

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の**都道府県知事の許可を受けなければならない**。

大阪府内は、全ての二次医療圏において、既存病床数が基準病床数を上回る「病床過剰」の状態にあるため、有床診療所の開設や増床は、原則できない。
(公的医療機関の場合は不許可、民間医療機関の場合は中止勧告を行う)

１．診療所の病床設置等に係る法令等の規定②

【医療法施行規則】(第１条の14第７項)

法第７条第３項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

１　都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の**地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるもの**に療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）を設けようとするとき。

２　都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**へき地の医療**、**小児医療**、**周産期医療**、**救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるもの**に療養病床等を設けようとするとき。

【医療法施行令】(第３条の３)

法第７条第３項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の**許可を受けないで診療所に病床を設けた者は**、当該病床を設けたときから10日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の**都道府県知事に届け出なければならない。**

１．診療所の病床設置等に係る法令等の規定③

【医療計画について】(厚生労働省医政局長通知)

５ 既存病床数及び申請病床数について

(6) 診療所の療養病床又は一般病床について、規則第１条の**14**第７項第１号又は第２号に該当する診療所として都道府県医療審議会の議を経たときは、都道府県知事への許可申請の代わりに**届出により病床が設置される**こととなるが、**既存の病床数の算定に当たっては当該届出病床も含めて算定を行う**こと。

２．診療所の病床設置等に係る府における取扱い①

【大阪府基準（平成31年２月26日 大阪府医療審議会承認）(規則第１号関係)】

法第30条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の**地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所**とは、次のいずれかの機能を有すること。

（ア）在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
（イ）急変時の入院患者の受入機能（年間６件以上）
（ウ）患者からの問い合わせに対し、常時対応できる機能
（エ）他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の１割以上）
（オ）当該診療所内において看取りを行う機能
（カ）全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
（キ）病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

２．診療所の病床設置等に係る府における取扱い②

【大阪府基準（平成31年２月26日 大阪府医療審議会承認）(規則第２号関係)】

へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、（１）以外の診療所であって次のいずれかに該当すること。

ただし、本府においては、へき地の医療及び救急医療に該当する診療所はないものとして取り扱うものとする。

（ア）**小児慢性特定疾患**（平成17年２月10日付け厚生労働省告示第23号）**の治療**のための病床を必要とする診療所。

（イ）**分娩**を取扱うための病床を必要とする診療所。

２．診療所の病床設置等に係る府における取扱い③

【特例有床診療所開設状況】

No	診療所名	所在	圏域	基準に該当する医療提供内容	総病床数	特例病床数	特例病床（設置・増床・減床）の日
1	医療法人阪本医院	八尾市	中河内	・在宅末期医療を支援するための病床 ・在宅療養を支援するための病床	１９床	７床	平成２０年５月１日
2	医療法人きらめき会 ながまつレディースクリニック	阪南市	泉州	・分娩を取り扱うための病床	１３床	５床	平成２２年１１月２９日
3	医療法人もみじの手 箕面レディースクリニック	箕面市	豊能	・分娩を取り扱うための病床	１８床	３床	平成２１年１１月１０日
4	医療法人うめかげレディースクリニック	豊中市	豊能	・分娩を取扱うための病床	９床	９床	平成２３年９月６日
5	医療法人神谷産婦人科医院	門真市	北河内	・分娩を取扱うための病床	１４床	５床	平成２３年１０月１９日
6	医療法人琢生会 神田マタニティクリニック	吹田市	豊能	・分娩を取扱うための病床	１７床	４床	平成２３年１１月７日
7	医療法人たかばたけ ウィメンズクリニック	大東市	北河内	・分娩を取扱うための病床	１５床	５床	平成２３年１２月５日
8	医療法人輝 ジュンレディースクリニック千里丘	摂津市	三島	・分娩を取扱うための病床	１９床	１９床	平成２４年２月９日
9	医療法人桜花会 あきせウィメンズクリニック	枚方市	北河内	・分娩を取扱うための病床	１４床	１４床	平成２４年１０月９日
10	医療法人秋桜会 おさきマタニティクリニック	貝塚市	泉州	・分娩を取扱うための病床	１２床	１２床	平成２７年４月１日
11	医療法人貴誕会 ENAレディースクリニック	大阪市 都島区	大阪市（北）	・分娩を取扱うための病床	１２床	１２床	平成２７年９月６日
12	医療法人博山会　山口産婦人科	八尾市	中河内	・分娩を取扱うための病床	１５床	８床	平成２８年３月２９日
13	医療法人平治会 KAWAレディースクリニック	堺市南区	堺市	・分娩を取扱うための病床	１９床	１９床	平成２８年９月１日
14	医療法人　西川医院	大阪市 阿倍野区	大阪市（南）	・分娩を取扱うための病床	１０床	２床	平成２９年５月１日
15	医療法人恵和会 恵和会総合クリニック	大東市	北河内	・在宅医療を支援するための病床	１４床	１４床	令和２年５月１５日

２．診療所の病床設置等に係る府における取扱い④

【事務フロー】

① 知事(保健医療企画課)への**事前協議**

② **医療・病床懇話会**での説明

③ **保健医療協議会**への意見聴取

④ **医療審議会(病院新増設部会)**への諮問

⑤ 答申内容の通知

⑥ 使用許可等の手続き

⑦ 病床の設置の**届出**

２．診療所の病床設置等に係る府における取扱い⑤

【ご審議いただきたい内容】

大阪府基準における、規則第２号関係の(ウ)として、

医療型短期入所を行うための病床を必要とする診療所

を追加することについて

３．障がい福祉サービスにおける短期入所について①

【短期入所とは】

◇「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)第５条に規定される障がい福祉サービスの一つ

◇ サービス内容は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい児者につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を行うもの【同法第５条第８項】

◇ 利用者像及びサービス提供時間帯によって、若しくは事業形態によって、それぞれ次ページの【表１】又は【表２】のとおり区分される

３．障がい福祉サービスにおける短期入所について②

【表１：利用者像及びサービス提供時間帯による区分】

	福祉型		福祉型強化		医療型	医療型特定	
対象	医療的ケアを**必要としない**障がい児・者		医療的ケアを**必要とする**障がい児・者 ※強化型の実施には、常勤の看護師配置が必要		**重度の医療的ケアを必要とする**障がい児・者 ●気管切開を伴う人工呼吸器をつけいている人 ●進行性筋萎縮症の人 ●重症心身障がい児・者 ●遷延性意識障害のある人 ●筋萎縮性側索硬化症の人　など		
サービス提供時間帯	終日	夜間のみ	終日	夜間のみ	終日	夜間のみ	日中のみ
実施主体	障がい者支援施設・障がい福祉サービス事業所				病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院 ※特定型（日中のみ）の場合は無床診療所でも可能		

【表２：事業形態による区分】

区分	事業形態	
併設型	障がい者支援施設、グループホーム、病院、有床診療所等の**夜間のサービスと一体的な運営を行う形態**	入所・入院用のベッドのうち、**短期入所用のベッドを常時確保する**
空床利用型	障がい者支援施設、グループホーム、病院、有床診療所等の夜間のサービスで、全部または一部の**入所者・患者に使用されていない居室を利用した運営を行う形態**	**空いている入所・入院用にベッドを、短期入所で使用する**
単独型	生活介護、就労継続支援など**日中支援サービス（通所）事業所に併設を行うか、併設サービスのない形態**	短期入所用のベッドを**単独で常時確保する**

３．障がい福祉サービスにおける短期入所について③

【医療型短期入所の目的】

☑ 在宅で生活する重症心身障がい児・者や医療的ケアを必要とする児・者、その家族を支えるため、家族の休息、行事への参加、冠婚葬祭などの理由で介護できない場合に利用する障がい福祉サービスの一つ

☑ レスパイト目的だけでなく、家族以外の利用者との交流、療育、リハビリテーション、レクリエーションなどの日中活動も実施

重症心身障がい児・者、医療的ケアが必要な児・者、及びその家族が地域で安心して生活できるために必要不可欠なサービス

４．府内の医療型短期入所実施施設の概況①

【(1)療養介護・医療型障がい児入所施設】

＜概要＞

病院等において、医療的ケアを必要とする18歳以上の障害のある人に対して、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う療養介護施設、また、障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする18歳未満の障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う医療型障がい児入所施設において、医療型短期入所を実施

＜実績＞

	療養介護・医療型障がい児入所施設　（令和6年11月実績）								医療型短期入所　（令和5年度実績）							
	定員	利用者数/月			利用日数/月			稼働率	定員	利用者数/年			利用日数/年			稼働率
			(障がい児)	(障がい者)		(障がい児)	(障がい者)				(障がい児)	(障がい者)		(障がい児)	(障がい者)	
独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター	80	76	0	76	2,326	0	2,326	93.8%	(空床)	53	0	53	363	0	363	－
枚方総合発達医療センター	400	394	4	390	12,096	124	11,972	97.5%	40	362	57	305	2,197	234	1,963	15.0%
大阪赤十字病院附属 大手前整肢学園	60	13	12	1	386	355	31	20.8%	(空床)	0	0	0	0	0	0	－
大阪発達総合療育センター フェニックス	65	59	8	51	1,823	248	1,575	90.5%	15	688	200	488	3,543	1,009	2,534	64.7%
大阪整肢学院	100	15	15	0	465	465	0	15.0%	指定なし							
四天王寺和らぎ苑	100	95	5	90	2,903	132	2,771	93.6%	10	378	101	277	2,863	702	2,161	78.4%
社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 すくよか	105	95	1	94	2,907	31	2,876	89.3%	5	140	16	124	2,601	155	2,446	142.5%
堺市立重症心身障害者(児)支援センター ベルデさかい	50	50	1	49	1,516	31	1,485	97.8%	10	542	135	407	2,334	531	1,803	63.9%
大阪発達総合医療センター わかば	38	24	24	－	503	503	－	42.7%	2	90	80	10	493	431	62	67.5%

４．府内の医療型短期入所実施施設の概況②

【(2)医療型短期入所支援強化事業】

＜概要＞

医療機関が空床ベッドを活用して医療型短期入所を実施し、在宅で生活している医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受入れた場合に、経費の一部を助成する府の事業

＜実績＞

医療型短期入所は、障がい児・障がい者の指定の区別なし

	病院　（令和5年度病院機能報告 R5.7.1時点）					医療型短期入所　（令和5年度実績）					
	許可病床数			在棟患者延べ数(年間)	病床稼働率	利用者数/年			利用日数/年		
		(一般)	(療養)				(障がい児)	(障がい者)		(障がい児)	(障がい者)
独立行政法人国立病院機構　大阪刀根山医療センター	410	410	0	93,378	62.4%	53	0	53	363	0	363
ほうせんか病院	220	128	92	73,758	91.9%	0	0	0	0	0	0
医療法人和敬会　寝屋川南病院	60	60	0	19,955	91.1%	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪府立病院機構　大阪はびきの医療センター(※)	366	366	0	76,463	57.2%	0	0	0	0	0	0
阪南中央病院	199	199	0	36,511	50.3%	0	0	0	0	0	0
社会医療法人生長会　阪南市民病院	185	185	0	48,681	72.1%	1	0	1	2	0	2
社会医療法人愛仁会　千船病院	292	292	0	101,221	95.0%	10	10	0	60	60	0
地方独立行政法人大阪府立病院機構　大阪急性期･総合医療センター	831	831	0	206,093	67.9%	2	2	0	9	9	0
宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション　淀川キリスト病院	581	581	0	156,595	73.8%	716	375	341	4,656	2,263	2,393
社会福祉法人石井記念愛染園附属愛染橋病院	248	248	0	51,992	57.4%	11	11	0	70	70	0
社会医療法人大道会　ボバース記念病院	98	98	0	26,231	73.3%	0	0	0	0	0	0
大阪市立総合医療センター	975	975	0	249,234	70.0%	37	27	10	234	169	65

４．府内の医療型短期入所実施施設の概況③

【(3)有床診療所】

＜概要＞

有床診療所において、既設の病床を用いて、医療型短期入所を実施

＜実績＞

	有床診療所			医療型短期入所　（令和5年度実績）					
	許可病床数	在棟患者延べ数(年間)	病床稼働率	利用者数/年			利用日数/年		
					(障がい児)	(障がい者)		(障がい児)	(障がい者)
東大阪市立障害児者支援センター内診療所	9	–	–	379	83	296	874	166	708

５．医療型短期入所を取り巻く課題と取組み①

令和６年度 重度障がい者在宅生活応援制度給付金受給者アンケート

＜配布数：3,209　回答数：1,860＞

■ **医療型短期入所の利用状況**

・利用している：**211**　・利用を希望したが利用できなかった：**103**

主な理由：定員が埋まっていた**(40)**、身近な地域に事業所などがなかった**(21)**、
利用するための手続きや情報を得ることができなかった**(14)**、等

■ **医療型短期入所の１か月あたりの利用希望日数と実利用日数**

障がい児**(**医ケア有**)**：利用希望 **6.40**日　に対し　実利用 **2.91**日
障がい者**(**医ケア有**)**：　〃　**5.96**日　に対し　〃　**2.74**日

⇒ **利用を希望しながら利用できなかった方が一定数いらっしゃるとともに、利用できている方においても、利用希望日数と実利用日数の間には２倍強の開きがある**

■ **今後、充実を希望するサービスや支援策(複数回答可)**

① 必要なときに利用できる短期入所事業所：**1,074 (**うち、最も充実を希望するという回答**440)**
② 身近な地域で入所できる施設の新設　：　**879**
③ 日中の生活支援となる生活介護事業所等　：　**503**
④ 地域の医療機関　：　**392**　等

(上記、短期入所事業所の充実を希望する回答1,074件の二次医療圏別内訳)

・豊　能：**176**　・三　島：**132**　・北河内：**142**　・中河内：　**80**
・南河内：　**56**　・堺　市：**104**　・泉　州：　**93**　・大阪市：**291**

５．医療型短期入所を取り巻く課題と取組み②

【現行のニーズに基づく整備目標数の推計】

☑ **必要サービス量**

アンケート結果から、令和５年度の医療型短期入所利用実績である**20,299**人日/年(国保連合会実績データ)の２倍にあたる**40,598人日/年**が必要と推計

☑ **必要病床数**

療養介護・医療型障がい児入所施設における医療型短期入所の稼働率が概ね**60～70**%台であることをふまえ、病床稼働率を７割と仮定して、サービス量を病床数に換算

令和５年度実績：**20,299÷365÷0.7≒　80**床程度
必要病床数　　：**40,598÷365÷0.7≒160**床程度
追加整備病床数：160-80＝80床程度

５．医療型短期入所を取り巻く課題と取組み③

【(1)療養介護・医療型障がい児入所施設】

＜現状・課題＞

○ 療養介護サービス、又は医療型障がい児入所施設としての稼働率が高い施設が多く、医療型短期入所の利用枠を拡充することは難しい
○ 医療型短期入所に関しては、予約段階では枠がすぐ埋まりキャンセル待ちが生じるなど、利用者のニーズは非常に高い
○ 一方で、利用者の体調不良等による利用日直前でのキャンセルが生じることが多いものの、その時点から新たな利用者のマッチングを行うことも難しい

＜取組み＞

○ 医療型短期入所を実施している施設について、利用者等に対し更なる周知を実施
○ 施設としての稼働率が低い施設に対し、医療型短期入所を実施・拡充していただけるよう働きかけを実施

現状のサービス提供量**(14,031件/年)**の約**30%**にあたる
<u>16床分程度の増加</u>を目標とする。**(14,031×30%÷365÷0.7)**

５．医療型短期入所を取り巻く課題と取組み④

【(2)医療型短期入所支援強化事業】

＜現状・課題＞

○ 受入れに当たり、標記事業を活用するのではなく、レスパイト入院として受け入れている事例も一定数あるものと推測される
○ また、利用者を自院での治療歴のある方に限る(医療型短期入所のみの受入れを行っていない)病院もある
○ 空床利用型という運用形態である以上、常時一定数の利用枠を設けることはできず、個々の病院の利用率を上げるのではなく、事業実施していただける病院の数を増やす取組みが重要となる

＜取組み＞

○ 標記事業を実施しているものの利用実績がない医療機関について、利用者等に対し更なる周知を実施し、利用を促進(病床稼働率を勘案し、各医療機関１～２床分)
○ 中河内二次医療圏と堺市二次医療圏においては、標記事業を実施している医療機関がないため、これら二圏域において事業実施していただける医療機関の新規開拓を実施(各圏域２床分)

<u>合計13床分程度の増加</u>を目標とする。

５．医療型短期入所を取り巻く課題と取組み⑤

【(3)有床診療所、その他】

＜現状・課題＞

○ 人員体制の問題もあり、既存の有床診療所において新たに医療型短期入所を実施していただける医療機関を増やしていくことは難しい
○ 医療型短期入所事業については、病院・診療所の他、介護老人保健施設や介護医療院も事業実施が可能であるが、現状、実施いただいている施設はない
○ 介護老人保健施設・介護医療院においても、施設としての利用率が非常に高く、大幅な拡充は難しいものの、事業実施していただける施設数を増やしていくことは重要

＜取組み＞

○ 社会福祉法人枚方療育園において、精神病床**25**床を活用した医療型短期入所の実施に向けた調整を実施 ⇒ 令和６年**12**月１日付けで新規指定
○ 介護老人保健施設及び介護医療院において、新たに医療型短期入所事業を実施していただける施設の新規開拓を実施（５床分）

<u>合計30床分程度の増加</u>を目標とする。

５．医療型短期入所を取り巻く課題と取組み⑥

これらの取組みに加えて・・・

特例有床診療所の制度を活用し、
医療型短期入所のみを行う有床診療所
の開設を可能とすることができないか

特例を活用して開設された有床診療所は、医療型短期入所のみを行う「福祉事業所」として、家族のレスパイトはもとより、より充実した日中活動を実施し、もって、「地域における良質かつ適切な医療」に貢献する
(事業実施主体としては、社会福祉法人等を想定)

まとめ①

☑「医療型短期入所」は、重症心身障がい児者等及びその家族が、地域で安心して生活できるために必要不可欠なサービス

☑ サービスの利用ニーズは非常に高いものの、既存のサービス提供施設だけでは、そのニーズに応えきれていない現状がある

☑ 福祉部において、既存のサービス提供施設における事業拡充に向けた働きかけを引き続き行っていく

☑ それに加えて、特例有床診療所の制度を活用することで、新たに、医療型短期入所のみを行う有床診療所を開設する可能性を拓くことができないか

☑ なお、具体的な開設地域・病床数等については、医療型短期入所についての地域のニーズを踏まえ、事業者からの事前協議について、福祉部及び健康医療部において整備計画等を精査した上で、保健医療協議会や当部会での審議を経て決定(本資料で示した病床数は、既存のサービス量及びアンケート調査から目安として推計したもの)

まとめ②

【事務フロー　※医療型短期入所を行う有床診療所】

⑦ 病床の 設置の **届出**

⑥ 使用許可等の 手続き

⑤ 答申内容の 通知

④ **医療審議会（病院新増設部会）** への 諮問

③ **保健医療協議会** への 意見聴取

② **医療・病床懇話会** での 説明

（運営計画・ 病床数の 妥当性等）
健康医療部事前審査

（医療型短期入所の 事業内容等）
福祉部事前審査

① 知事への **事前協議**